

川崎市公告第1042号

プロポーザル方式の実施について次のとおり公告します。

令和7年6月19日

川崎市長 福田 紀彦

1 本企画提案について

本市では、令和4年3月に「川崎市DX（デジタル・トランスフォーメーション）推進プラン」を策定し、その中で「デジタルデバイド対策」を重点取組事項に定め、めざす姿として、「市民のICTリテラシーの向上を図り、年齢等を問わず等しく市民がデジタル技術を活用することによる利益を享受できるように」するとし、地域のデジタル人材と連携して取組を進めることとしています。

本委託は、手続きのオンライン化や窓口のデジタル化など、本市が推進するDXによる恩恵を多くの人が享受できるようにするため、スマートフォンに関する講座、教室、情報交換会等を実施するものです。

「デジタルデバイド対策」を効果的に実施するためには、スマートフォンを使い慣れていない市民に向け、わかりやすく、ニーズの多い内容を盛り込んだ講座や教室とする必要があることから、これまでデジタルデバイド対策関連講座を行ってきた事業者・NPO法人等を対象とし、その経験やノウハウを生かした企画案を採択することで、内容の充実した講座、教室を効率的に行うことが可能となります。このため、参加を希望した事業者・NPO法人等から企画案を募集し、最も優れた企画案を提案した事業者・NPO法人等と随意契約を行います。

2 件名

令和7年度デジタルデバイド対策関連講座等実施委託

3 委託期間

契約締結日から令和8年3月31日まで

4 履行場所

川崎市内の行政施設等

5 委託業務の内容等

手続きのオンライン化や窓口のデジタル化など、本市が推進するDXによる恩恵を多くの人が享受できるようにするため、スマートフォンに関する講座、教室、情報交換会等を実施します。

6 契約方法及び業務概算額

(1) 契約方法

公募型プロポーザル（随意契約）

(2) 業務概算額

2, 288, 000円（消費税及び地方消費税を含む）以下

7 参加資格

この企画提案に参加するには、次の事項を全て満たしている必要があります。

(1) 川崎市契約規則（昭和39年川崎市規則第28号）第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。

(2) 契約時点までに、令和7・8年度川崎市業務委託有資格業者名簿の業種「その他業務」、種目「催物会場設営及びイベント、運営・企画」に登録されているものであること。

(3) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。

(4) 市内中小企業若しくは、主たる事務所の所在地が川崎市内となっているNPO法人、社会福祉法人、一般財団法人、一般社団法人、公益財団法人又は公益社団法人（以下事業者・NPO法人等）であること。

(5) 過去5年間に類似の事業の実績があること。

8 公募手続

本公募に参加を希望する者は、次により参加意向申出書のほか、上記7（5）を証する書類（写し可）を提出する必要があります。また、参加意向申出書等関係資料の配布及びその提出は、次のとおりとします。

(1) 配布・提出期間

令和7年6月19日（木）から令和7年6月30日（月）まで。

（平日の午前8時30分から12時、午後1時から午後5時15分まで。）

(2) 提出期限及び提出方法

令和7年6月30日(月)までに提出(持参は午後5時15分まで、郵送は当日必着)。

(3) 配布・提出場所及び問い合わせ先

〒210-8577

川崎市川崎区宮本町1番地 川崎市役所本庁舎10階

総務企画局デジタル化施策推進室 庶務・企画調整担当

電話 044-200-2109（直通）

FAX 044-200-3752

メールアドレス 17digital@city.kawasaki.jp

※参加意向申出書等は、市ホームページからダウンロードも可能です。

<https://www.city.kawasaki.jp/170/page/0000177010.html>

(4) 提出書類

ア 参加意向申出書

イ 上記7(5)を証する書類(写し可)

(5) 公募への参加指名の通知

参加意向申出書及び資格確認資料に基づき応募資格を確認後、提案資格確認結果通知書を令和7年7月3日(木)にメールにて送付します。

(6) 質問の受付及び回答

仕様書の内容についての質問は、質問書により、メールにて受け付けます。なお、電話・FAXでの質問は受け付けませんのでご注意ください。

ア 受付期間

令和7年7月3日(木) 午前8時30分から

令和7年7月9日(水) 午後5時15分まで

イ 質問送付先メールアドレス

17digital@city.kawasaki.jp

ウ 回答

令和7年7月14日(月) 午後5時15分までに、参加資格がある全ての事業者・NPO法人等にメールにて回答します。

9 企画提案のための必要書類

次の書類を提出してください。また、提出書類を基にプレゼンテーションを行っていただきますので、評価基準を踏まえて作成いただくようご注意ください。

(1) 企画提案書

別紙仕様書に基づき作成する企画提案書には、次の事項を盛り込んでください。順番は問いません。

ア 今回の業務に対する基本方針

イ 実施体制及び実績

(ア) 構成員の人数及び役割分担

(イ) これまでの実施経験(実施数、実施講座内容)

ウ 川崎市のデジタルデバйд対策に関する現状の分析

本市のデジタルデバйд対策における現状の分析と、具体的な課題の抽出

エ 「スマホ初心者向け、より便利になるためのスマートフォン講座」の実施内容

オ 「スマホ何でも相談会」の実施内容

カ 「川崎市民に必要なスマホ教室」の実施内容

上記ウの分析、課題から、どのようなスマホ教室を行うべきか、具体的に提示すること。

キ 「地域スマホ相談員育成講座」の実施内容

ク デジタル人材情報交換会の実施内容

ケ その他自由提案

(2) 概算見積書

見積額とその積算の根拠を示し、企画内容は見積額と整合が取れたものとしてください。

※企画提案書等作成に伴う費用は提案者の負担とします。また、ご提出いただいた企画提案書は返却いたしません。

10 提出書式

(1) 書式

ア 企画提案書及び概算見積書の書式は任意です。

イ 全てA4サイズで作成してください。

ウ 資料はPDF化して提出してください。

エ ページ内に事業者名を入れないでください。

(2) 枚数

提出書類の枚数は、上記9(2)以外を全て含めて15枚以内とします。

11 提出期限・提出方法・提出先

(1) 企画提案書等の提出期限

令和7年7月22日(火)午後5時15分まで(必着)

※期日に送れた場合はいかなる理由があっても受領できません。

(2) 企画提案書等の提出方法

メールにてPDFデータを送付

(3) 提出先のメールアドレス

17digital@city.kawasaki.jp

(川崎市総務企画局デジタル化施策推進室)

12 企画提案会

(1) 日時

令和7年7月30日(水)

時間及び開催場所については、提案者へ別途連絡します。

提案者が多数いる場合は、本市と提案者で相談の上、日程を調整します。

(2) 選考方法

選考は、本市が設置するプロポーザル評価委員会において実施します。

(3) プレゼンテーション

ア プレゼンテーションは、上記11で提出された企画提案書等に基づき、20分以

内（質疑応答１０分を含む。）で行います。

イ 契約後に本業務に携わる人が企画提案書等の作成及びプレゼンテーションに参加してください。なお、出席者は３名以内とします。

ウ 会場にモニター（HDMI ケーブル付）を設置しますので、提案者が持参したパソコンをモニターに接続し、プレゼンテーションを行ってください。

※提出された企画提案書等を事前に評価委員に共有します。

（４）企画提案の評価

企画提案の評価は、あらかじめ定めた評価基準を基に項目ごとに数値化して採点し、合計点数の最高得点を得た者を本業務の受託候補者として特定します。ただし、上記６（２）業務概算額を超えた見積額を提示している場合は特定しません。また、合計点数が満点の６０％に満たない場合や、複数の評価委員から標準点を下回る評価項目がある場合には、受託候補者として特定しません。本評価基準の評価項目を参考にしてプレゼンテーションを行ってください。

なお、採点の結果、最も高い総合点を獲得した提案者が複数の場合（同点の場合）は見積金額の低い提案者を受託候補者として特定するものとします（見積金額も同額の場合は、プロポーザル評価委員会の審議により受託候補者を特定します。）。

13 結果通知

結果は、令和７年８月１５日（金）以降に提案者すべてに「結果通知書（様式４）」を郵送します。また、結果は市ホームページに掲載します。

14 契約手続等

結果通知後、速やかに選定された事業者等と契約を締結します。

- （１）契約保証金 免除
- （２）前払金 否
- （３）契約書の作成 要

15 その他

- （１）本委託業務の受託者は、本委託業務の履行により知りえた情報により、入札の公平性を阻害又は阻害するおそれがある業務の入札に参加することはできません。
- （２）この契約において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。
- （３）参加意向申出書を提出した後に辞退する際には、辞退届（様式５）を提出してください。
- （４）上記１３で非選定の通知を受けた提案者は、通知日から数えて３０日以内において、書面によりその理由について説明を求めることができます。
- （５）提出する書類の作成及び提出に要する経費は提案者の負担とします。

(6) 提出された書類は返却いたしません。

(7) 提案者が多数あり、受託者の特定に著しい支障が生じると認められる場合は、プロポーザル評価委員会においてあらかじめ事前評価を行い、原則上位5名がヒアリングによる審査・評価を受けることができますものとしします。

16 事務局（問い合わせ先及び提出先）

〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地

(川崎市役所本庁舎10階)

川崎市総務企画局デジタル化施策推進室 武田、千家 担当

TEL（直通）：044-200-2109

メールアドレス：17digital@city.kawasaki.jp